

【資料編】

令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定結果

	頁
公共用水域	
資料1：健康項目の達成状況	1
資料2：生活環境項目（BOD及びCOD）の達成状況	2
資料3：CODの環境基準未達成地点	5
資料4：BOD及びCODの上位環境基準点	6
資料5：全窒素及び全燐の達成状況	7
資料6：全窒素及び全燐の環境基準未達成地点	8
資料7：全窒素及び全燐の上位環境基準点	9
資料8：長崎県内河川・海域位置図	10
地下水	
資料9：地下水質調査地点数	18
資料10：地下水質調査地点・検出地点・環境基準超過地点数	19
資料11：調査区分別地下水質検査の検出及び環境基準超過状況	20
参考	
資料12：用語の解説	21
資料13：環境基準	24

〈参考〉 公共用水域及び地下水質の常時監視等に係る法的根拠

水質汚濁防止法

（常時監視）

第15条　都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

（公表）

第17条　都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

資料Ⅰ 健康項目の達成状況

測定項目	河川		湖沼		海域		合計	
	環境基準超過地点数	調査地点数	環境基準超過地点数	調査地点数	環境基準超過地点数	調査地点数	環境基準超過地点数	調査地点数
カドミウム	1	56	0	1	0	64	1	121
全シアン	0	53	0	1	0	33	0	87
鉛	0	56	0	1	0	64	0	121
六価クロム	0	53	0	1	0	64	0	118
砒素	0	56	0	1	0	64	0	121
総水銀	0	53	0	1	0	64	0	118
アルキル水銀	0	30	0	1	0	33	0	64
PCB	0	32	0	1	0	33	0	66
ジクロロメタン	0	52	0	1	0	33	0	86
四塩化炭素	0	52	0	1	0	33	0	86
1,2-ジクロロエタン	0	52	0	1	0	33	0	86
1,1-ジクロロエチレン	0	52	0	1	0	33	0	86
シス-1,2-ジクロロエチレン	0	52	0	1	0	33	0	86
1,1,1-トリクロロエタン	0	52	0	1	0	33	0	86
1,1,2-トリクロロエタン	0	52	0	1	0	33	0	86
トリクロロエチレン	0	52	0	1	0	33	0	86
テトラクロロエチレン	0	52	0	1	0	33	0	86
1,3-ジクロロプロペン	0	52	0	1	0	33	0	86
チウラム	0	52	0	1	0	33	0	86
シマジン	0	52	0	1	0	33	0	86
チオベンカルブ	0	52	0	1	0	33	0	86
ベンゼン	0	52	0	1	0	33	0	86
セレン	0	52	0	1	0	33	0	86
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	53	0	2	0	43	0	98
ふっ素	0	51	0	0	0	0	0	51
ほう素	2	51	0	0	0	0	2	51
1,4-ジオキサン	0	53	0	1	0	33	0	87

河川	健康項目 調査地点数	湖沼	健康項目 調査地点数	海域	健康項目 調査地点数
対馬地区	6	本明川（調整池）	2	対馬	3
壱岐地区	1			壱岐	1
五島地区	3			五島	5
松浦地区	1			松浦	3
北松地区	1			北松	6
佐世保市内	14			早岐瀬戸	3
大村湾流入	11			佐世保湾（1）（2）	4
西彼地区	2			大村湾	9
長崎市内	12			西彼	11
網場湾流入	2			長崎湾（1）（2）	5
橘湾流入	0			網場湾	3
有明海流入	3			橘湾	5
本明川	3			有明海	11
計	59	計	2	計	70

資料2 生活環境項目（BOD及びCOD）の達成状況

1. 河川

市町名 (水域数)	地点統 一番号	環境基準類型あ てはめ水域名	類型	環境基 準値 (mg/L)	水質（各基準点の 75%値の平均） (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
長崎市 (11)	001-1	浦上川(1)	A	2	0.7	1	
	002-1	浦上川(2)	A	2	1.9	1	
	003-1	浦上川(3)	C	5	1.1	1	
	004-1	中島川(1)	A	2	1.7	1	
	005-1	中島川(2)	A	2	1.4	1	
	006-1	中島川(3)	A	2	1.0	1	
	007-1	鹿尾川	A	2	0.6	1	
	017-3	西海川	A	2	0.8	1	
	018-2	手崎川	A	2	<0.5	1	
	029-1	八郎川	A	2	0.9	1	
	050-1	神浦川	A	2	0.5	1	
佐世保市 (6)	010-1	佐世保川	C	5	0.6	1	
	011-1	日宇川	C	5	0.7	1	
	012-1	相浦川	B	3	1.0	1	
	013-1	小森川(1)	A	2	1.1	1	
	014-1	小森川(2)	C	5	0.8	1	
	046-1	江迎川	A	2	0.9	1	
諫早市 (5)	008-1	本明川(1)	A	2	0.9	1	
	009-1	本明川(2)	B	3	1.3	2	
	028-1	喜々津川	B	3	2.0	1	
	052-1	境川	A	2	1.0	1	
	057-2	東大川	A	2	2.4	1	
大村市 (4)	024-1	郡川(1)	AA	1	1.3	1	
	025-1	郡川(2)	A	2	1.9	1	
	026-1	大上戸川	A	2	2.4	1	
	027-1	鈴田川	A	2	2.0	1	
松浦市 (2)	044-1	志佐川	A	2	2.0	1	
	045-1	竜尾川	A	2	1.9	1	
対馬市 (6)	031-1	舟志川	A	2	2.4	1	
	032-1	佐護川	A	2	1.9	1	
	033-1	三根川	A	2	1.4	1	
	034-1	仁田川	A	2	1.3	1	
	035-2	佐須川	A	2	1.4	1	
	036-1	瀬川	A	2	1.5	1	
壱岐市 (2)	037-1	谷江川	A	2	1.6	1	
	038-1	幡鋸川	B	3	3.5	1	
五島市 (5)	039-1	一の川	A	2	1.3	1	
	040-3	鰐川	A	2	2.0	1	
	041-1	中須川	A	2	1.7	1	
	042-1	大川原川	A	2	1.1	1	
	043-1	福江川	A	2	2.4	1	
西海市 (3)	047-1	伊佐ノ浦川	A	2	1.0	1	
	048-1	多以良川	A	2	1.5	1	
	049-1	雪浦川	A	2	1.1	1	

市町名 (水域数)	地点統 一番号	環境基準類型あ てはめ水域名	類型	環境基 準値 (mg/L)	水質 (各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準 点数	基準を達 成してい ない水域
雲仙市 (3)	051-1	千々石川	A	2	2.2	1	1
	053-2	神代川	A	2	2.4	1	1
	054-1	土黒川	B	3	1.9	1	
南島原市 (2)	055-1	有家川	A	2	1.6	1	
	056-1	有馬川	B	3	1.6	1	
長与町 (1)	015-1	長与川	B	3	2.7	1	
時津町 (1)	016-1	時津川	C	5	2.5	1	
川棚町 (1)	020-1	川棚川	A	2	2.5	1	1
東彼杵町 (3)	021-1	彼杵川	A	2	2.0	1	
	022-1	千綿川	A	2	1.6	1	
	023-1	江ノ串川	A	2	1.3	1	
佐々町 (1)	030-1 030-2	佐々川	A	2	1.8	2	
計		56 水域				58	9

2. 湖沼

水域統一 番号	環境基準類型あ てはめ水域名	類型	環境基 準値 (mg/L)	水質 (各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準点数	基準に適合 していない 地点数	基準を達 成してい ない水域
501	本明川 (調整池)	B	5	8.6	2	2	1
計	1 水域				2	2	1

3. 海域

水域統一 番号	環境基準類型あ てはめ水域名	類型	環境基 準値 (mg/L)	水質 (各基準点の 75%値の平均) (mg/L)	環境基準点数	基準に適合 していない 地点数	基準を達 成してい ない水域
601	有明海 (14)	C	8	3.1	1		
603	有明海 (13)	C	8	3.1	1		
604	有明海 (12)	C	8	2.0	1		
605	有明海 (11)	C	8	2.0	1		
606	有明海 (15)	A	2	2.3	2	1	1
609	長崎湾 (1)	B	3	2.1	2		
610	長崎湾 (2)	A	2	1.8	2		
611	早岐瀬戸	B	3	1.8	2		
612	佐世保湾 (1)	B	3	1.9	1		
613	佐世保湾 (2)	A	2	1.5	1		
614	大村湾	A	2	2.5	17	17	1
615	網場湾	A	2	1.6	2		
616	対馬海域	A	2	1.7	5		
617	壱岐海域	A	2	1.9	3		
618	五島海域	A	2	1.6	8	1	
619	松浦海域	A	2	1.8	6	2	1
620	北松海域	A	2	1.7	6	1	
621	西彼海域	A	2	1.6	8		
622	橘湾	A	2	1.7	6	1	
623	東大川河口水域	B	3	4.5	1	1	1
計	14水域				76	24	4

資料3 CODの環境基準未達成地点

1. 環境基準 (COD) を達成していない湖沼 (2地点)

水域名	測定地点	類型	環境基準値 (mg/L)	COD75%値 ^{※1}	超過頻度 ※2
本明川（調整池）	B-1	B	5	8.7 (8.5)	12/12
本明川（調整池）	B-2	B	5	8.5 (9.4)	12/12

※1 括弧内はR5年度調査結果

※2 超過頻度：環境基準を達成していない月数／総測定月数

2. 環境基準 (COD) を達成していない海域 (24地点)

水域名	測定地点	類型	環境基準値 (mg/L)	COD75%値 ^{※1}	超過頻度 ※2
有明海 (15)	島原沖	A	2	2.6 (2.4)	6/6
大村湾	中央(北)	A	2	2.2 (1.9)	4/12
大村湾	中央(中)	A	2	2.4 (2.1)	6/12
大村湾	中央(南)	A	2	2.3 (2.1)	5/12
大村湾	早岐港	A	2	2.1 (2.2)	4/12
大村湾	川棚港	A	2	2.2 (2.2)	8/12
大村湾	彼杵港	A	2	2.3 (2.2)	8/12
大村湾	郡川沖	A	2	2.4 (2.4)	7/12
大村湾	自衛隊沖	A	2	2.4 (2.3)	7/12
大村湾	競艇場沖	A	2	2.8 (2.5)	9/12
大村湾	喜々津川沖	A	2	3.1 (2.5)	11/12
大村湾	祝崎沖	A	2	2.5 (2.2)	11/12
大村湾	長与浦	A	2	2.6 (2.3)	10/12
大村湾	久留里沖	A	2	2.5 (2.4)	10/12
大村湾	形上湾	A	2	2.5 (2.3)	10/12
大村湾	大串湾	A	2	2.3 (2.1)	6/12
大村湾	久山港沖	A	2	3.4 (2.7)	12/12
大村湾	堂崎沖	A	2	2.4 (2.2)	9/12
五島海域	岐宿港	A	2	2.1 (1.7)	2/6
松浦海域	福島港	A	2	2.1 (2.1)	2/6
松浦海域	湾奥	A	2	2.1 (1.9)	2/6
北松海域	佐々港	A	2	2.3 (2.5)	2/6
橘湾	小浜港	A	2	2.1 (1.7)	2/6
東大川河口水域	東大川橋	B	3	4.5 (4.2)	12/12

※1 括弧内はR5年度調査結果

※2 超過頻度：環境基準を達成していない月数／総測定月数

資料4 BOD及びCODの上位環境基準点

I. 上位水域・環境基準点

(1) 河川 (BOD、mg/L)

水域名	測定地点 (市町)	類型	環境基準値	75%値
手崎川	上木場橋上	A	2	<0.5
神浦川	河川公園上流堰	A	2	0.5
鹿尾川	取水口跡	A	2	0.6
佐世保川	佐世保橋	C	5	0.6
浦上川 (1)	川平取水堰	A	2	0.7
日宇川	白岳橋	C	5	0.7
小森川 (2)	小森橋	C	5	0.8
西海川	大川橋上堰	A	2	0.8
本明川 (1)	鉄道橋	A	2	0.9
八郎川	八郎橋	A	2	0.9
江迎川	北平橋	A	2	0.9

(2) 海域 (COD、mg/L)

水域名	測定地点 (市町)	類型	環境基準値	75%値
西彼海域	神浦港	A	2	1.2
西彼海域	香焼西港	A	2	1.3
西彼海域	大籠沖	A	2	1.3
橘湾	茂木港	A	2	1.3
五島海域	若松港	A	2	1.4
五島海域	奈良尾漁港	A	2	1.4
北松海域	館浦漁港	A	2	1.4
橘湾	脇岬港	A	2	1.4
橘湾	為石漁港	A	2	1.4

資料5 全窒素及び全燐の達成状況

I. 湖沼

環境基準類型あ てはめ水域名	環境基 準点数	類 型	全窒素				全燐				
			環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準 点の平均) (mg/L)	基準に適合 していない 地点数	基準を達 成してい ない水域	環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準 点の平均) (mg/L)	基準に適合 していない 地点数	基準を達 成してい ない水域	
本明川 (調整池)	2	V		1	1	1	1	0.1	0.24	2	1

2. 海域

環境基準類型あ てはめ水域名	環境基 準点数	類 型	全窒素				全燐			
			環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準 点の平均) (mg/L)	基準に適合 していない 地点数	基準を達 成してい ない水域	環境基準値 (mg/L)	水質 (各基準 点の平均) (mg/L)	基準に適合 していない 地点数	基準を達 成してい ない水域
有明海 (ハ)	3	II	0.3	0.35	2	1	0.03	0.041	3	1
有明海 (ニ)	1	II	0.3	0.21	0	0	0.03	0.033	1	1
有明海 (ホ)	2	II	0.3	0.17	0	0	0.03	0.026	0	0
長崎湾 (1)	2	III	0.6	0.19	0	0	0.05	0.020	0	0
長崎湾 (2)	2	II	0.3	0.14	0	0	0.03	0.014	0	0
佐世保湾 (1)	1	III	0.6	0.44	0	0	0.05	0.044	0	0
佐世保湾 (2)	1	II	0.3	0.12	0	0	0.03	0.015	0	0
佐世保湾 (3)	1	II	0.3	0.15	0	0	0.03	0.016	0	0
大村湾 (1)	17	I	0.2	0.16	0	0	0.02	0.019	4	0
大村湾 (2)	1	III	0.6	0.28	0	0	0.05	0.040	0	0
伊万里湾 (1)	6	II	0.3	0.13	0	0	0.03	0.020	0	0
II水域	37				2	1			8	2

資料6 全窒素及び全燐の環境基準未達成地点

1. 環境基準（全窒素及び全燐）を達成していない湖沼（全窒素2地点、全燐2地点）

水域名	測定地点	類型	全窒素			全燐		
			環境基準値 (mg/L)	年間 平均値	超過 頻度	環境基準値 (mg/L)	年間 平均値	超過 頻度
本明川（調整池）	B-1	V	1	1.1	5/12	0.1	0.23	12/12
本明川（調整池）	B-2	V	1	1.0	5/12	0.1	0.24	12/12

超過頻度：環境基準を達成していない月数／総測定月数

2. 環境基準（全窒素及び全燐）を達成していない海域（全窒素2地点、全燐8地点）

水域名	測定地点	類型	全窒素			全燐		
			環境基準値 (mg/L)	年間 平均値	超過 頻度	環境基準値 (mg/L)	年間 平均値	超過 頻度
有明海（八）	B-3	II	0.3	0.42	9/12	0.03	0.045	9/12
有明海（八）	B-4	II	0.3	0.34	6/12	0.03	0.042	10/12
有明海（八）	B-5	II	0.3	0.28	5/12	0.03	0.037	7/12
有明海（二）	N-4	II	0.3	0.21	1/6	0.03	0.033	3/6
大村湾（1）	早岐港	I	0.2	0.15	1/12	0.02	0.021	5/12
大村湾（1）	競艇場沖	I	0.2	0.18	2/12	0.02	0.021	4/12
大村湾（1）	喜々津川沖	I	0.2	0.19	5/12	0.02	0.021	5/12
大村湾（1）	久山港沖	I	0.2	0.20	3/12	0.02	0.021	5/12

超過頻度：環境基準を達成していない月数／総測定月数

資料7 全窒素及び全燐の上位環境基準点

I. 上位水域・環境基準点

(1) 全窒素 (mg/L)

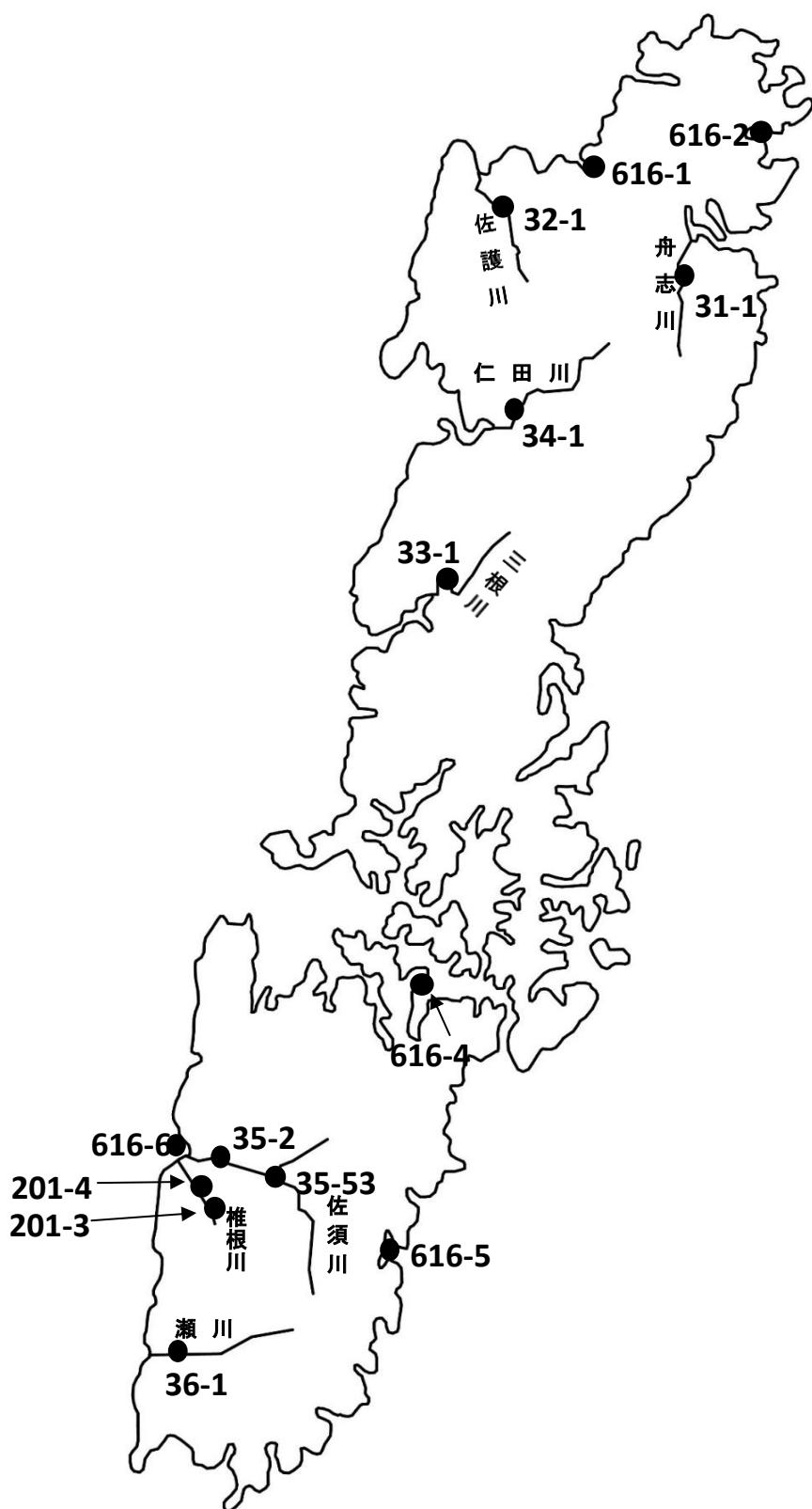
水域名	測定地点	類型	環境基準値	平均値
伊万里湾 (1)	湾口	II	0.3	0.09
伊万里湾 (1)	松浦沖 (2)	II	0.3	0.11
伊万里湾 (1)	湾央	II	0.3	0.11
佐世保湾 (2)	大森鼻沖	II	0.3	0.12
伊万里湾 (1)	松浦沖 (1)	II	0.3	0.12
長崎湾 (2)	港口	II	0.3	0.13
大村湾 (1)	中央 (北)	I	0.2	0.13
大村湾 (1)	中央 (南)	I	0.2	0.13
大村湾 (1)	堂崎沖	I	0.2	0.13

(2) 全燐 (mg/L)

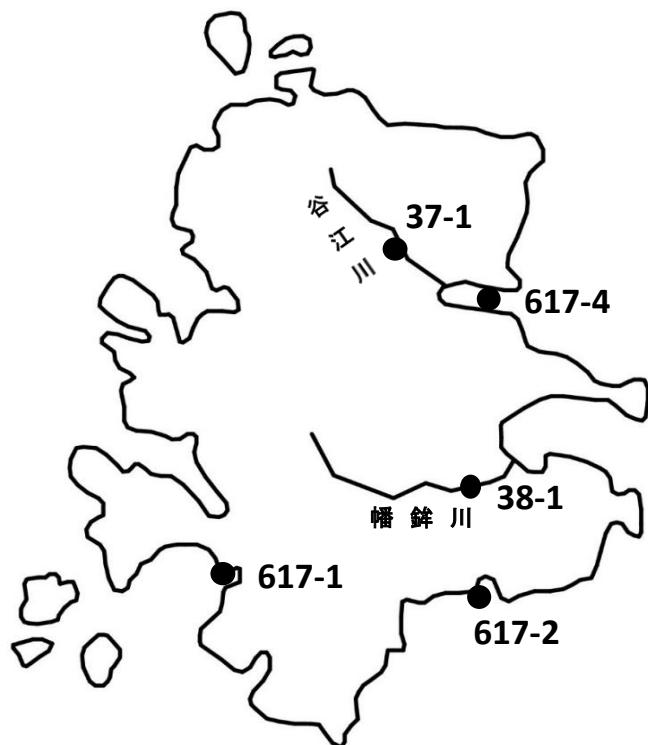
水域名	測定地点	類型	環境基準値	平均値
長崎湾 (2)	港口	II	0.03	0.013
長崎湾 (2)	臨海工業沖	II	0.03	0.014
佐世保湾 (2)	大森鼻沖	II	0.03	0.015
長崎湾 (1)	内港口	III	0.05	0.015
大村湾 (1)	祝崎沖	I	0.02	0.016
佐世保湾 (3)	白岳沖	II	0.03	0.016

資料8 長崎県内河川・海域位置図

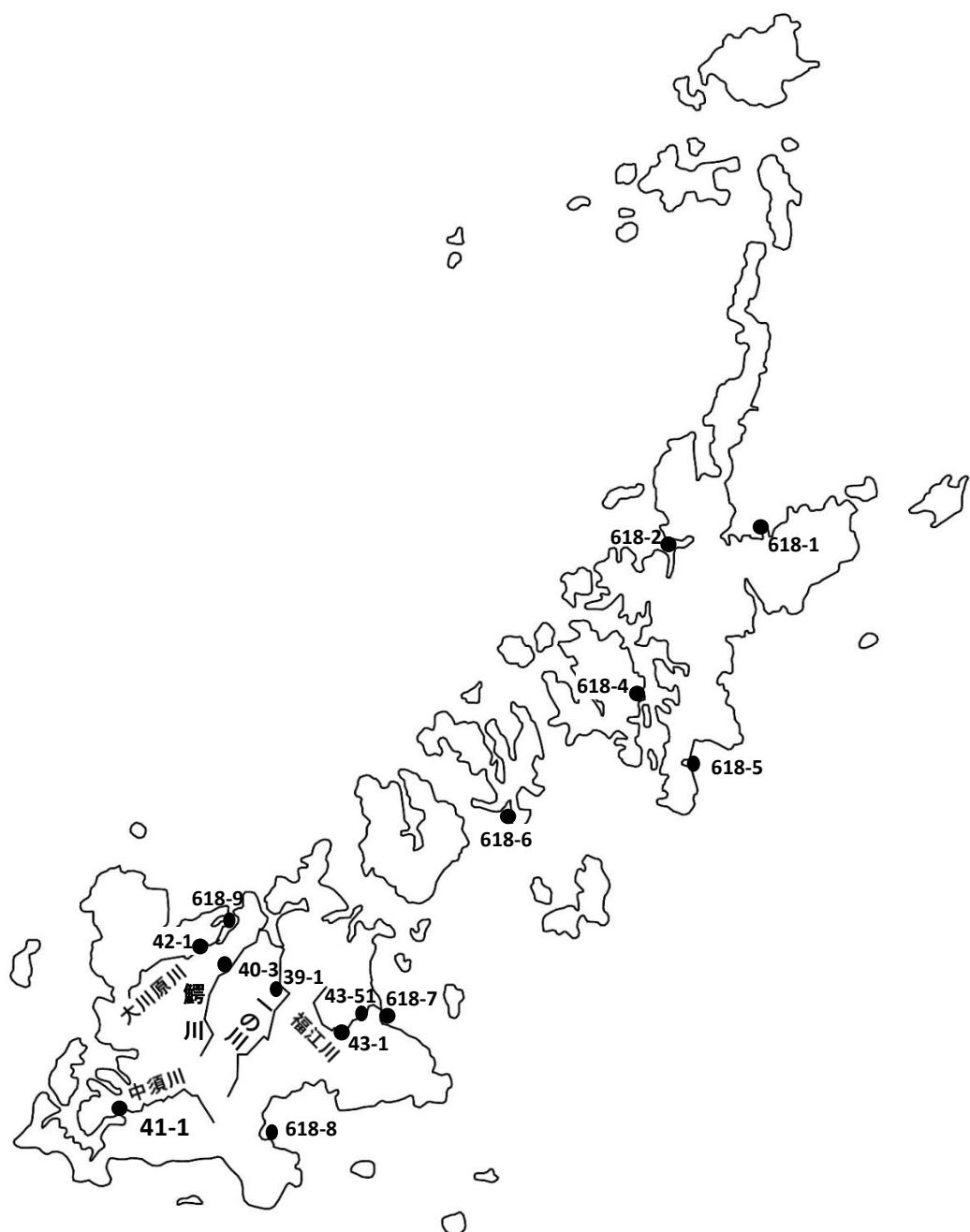
(1) 対馬海域及び対馬地区河川



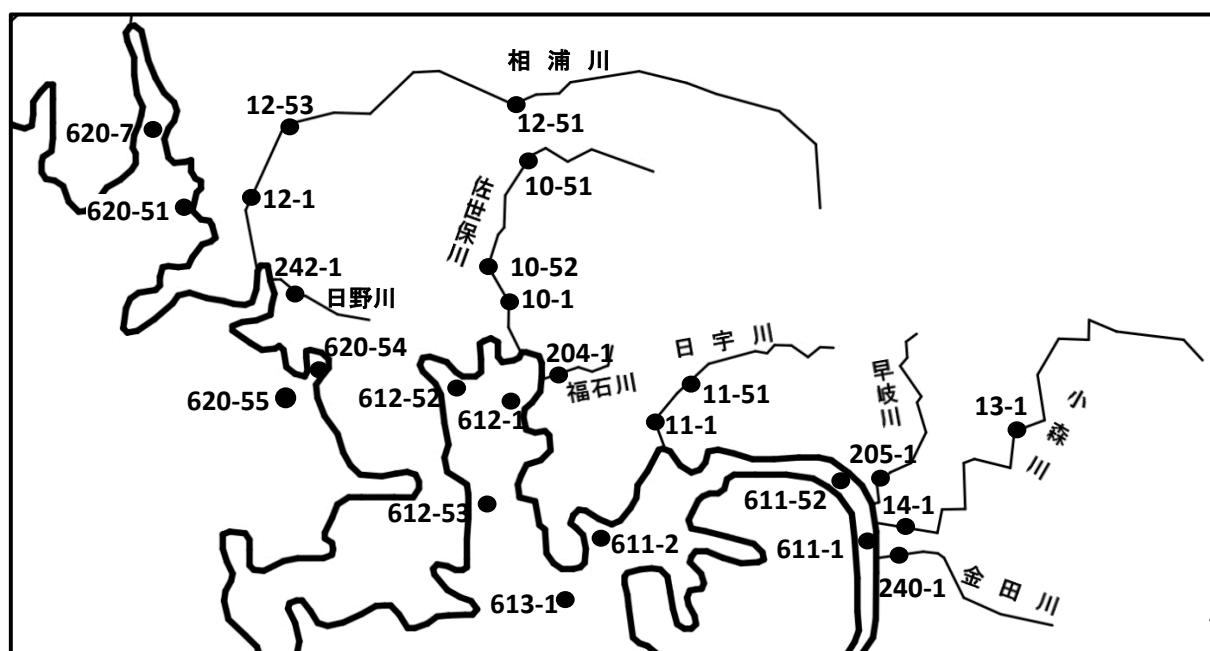
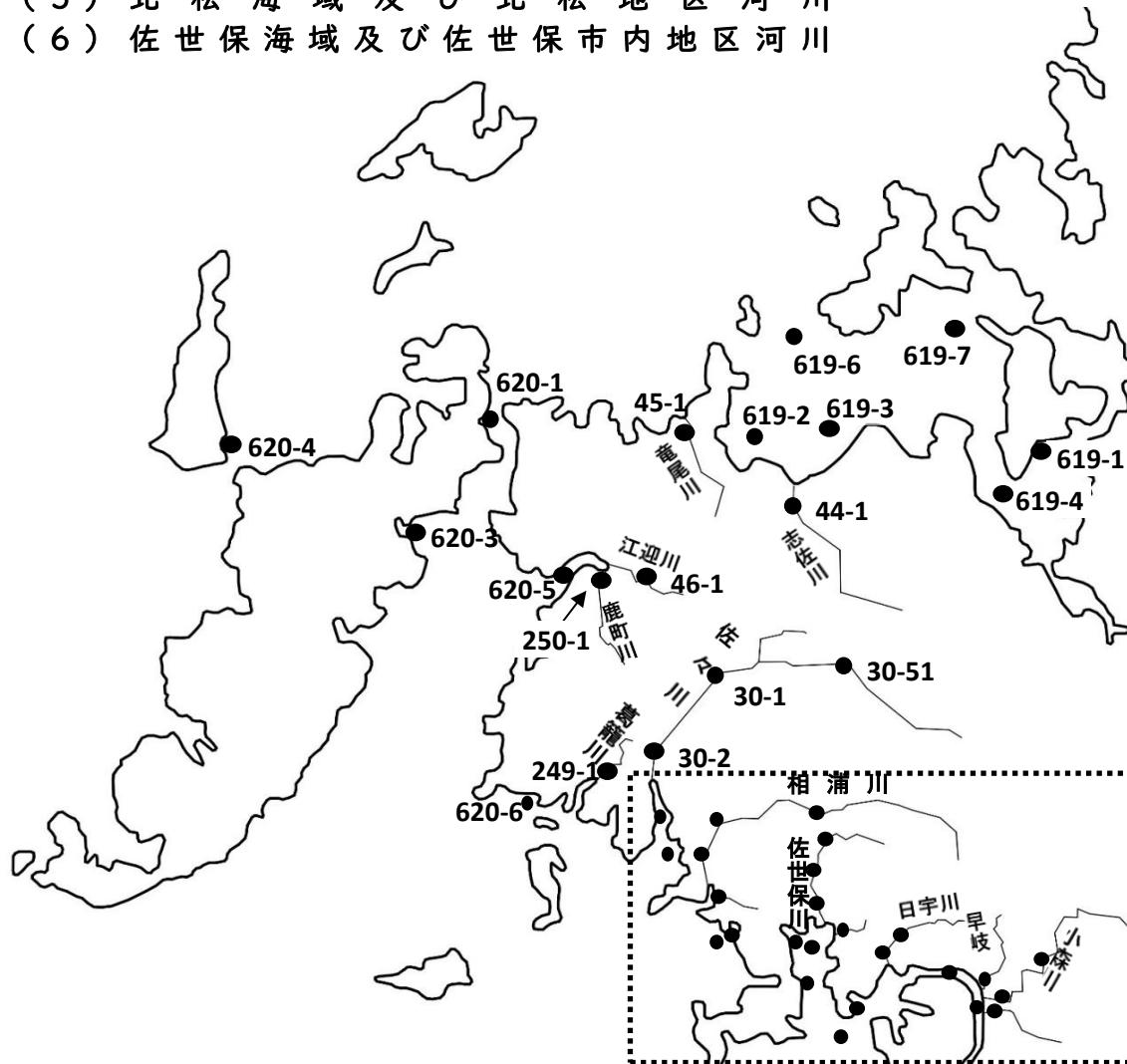
(2) 壱岐海域及び壹岐地区河川



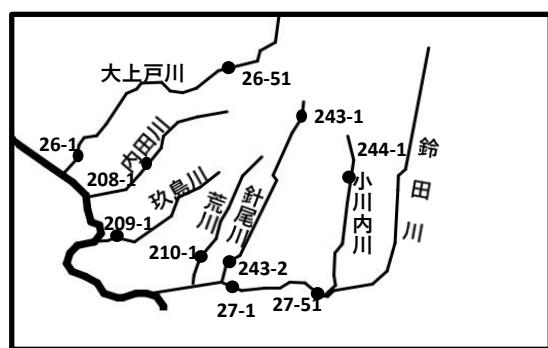
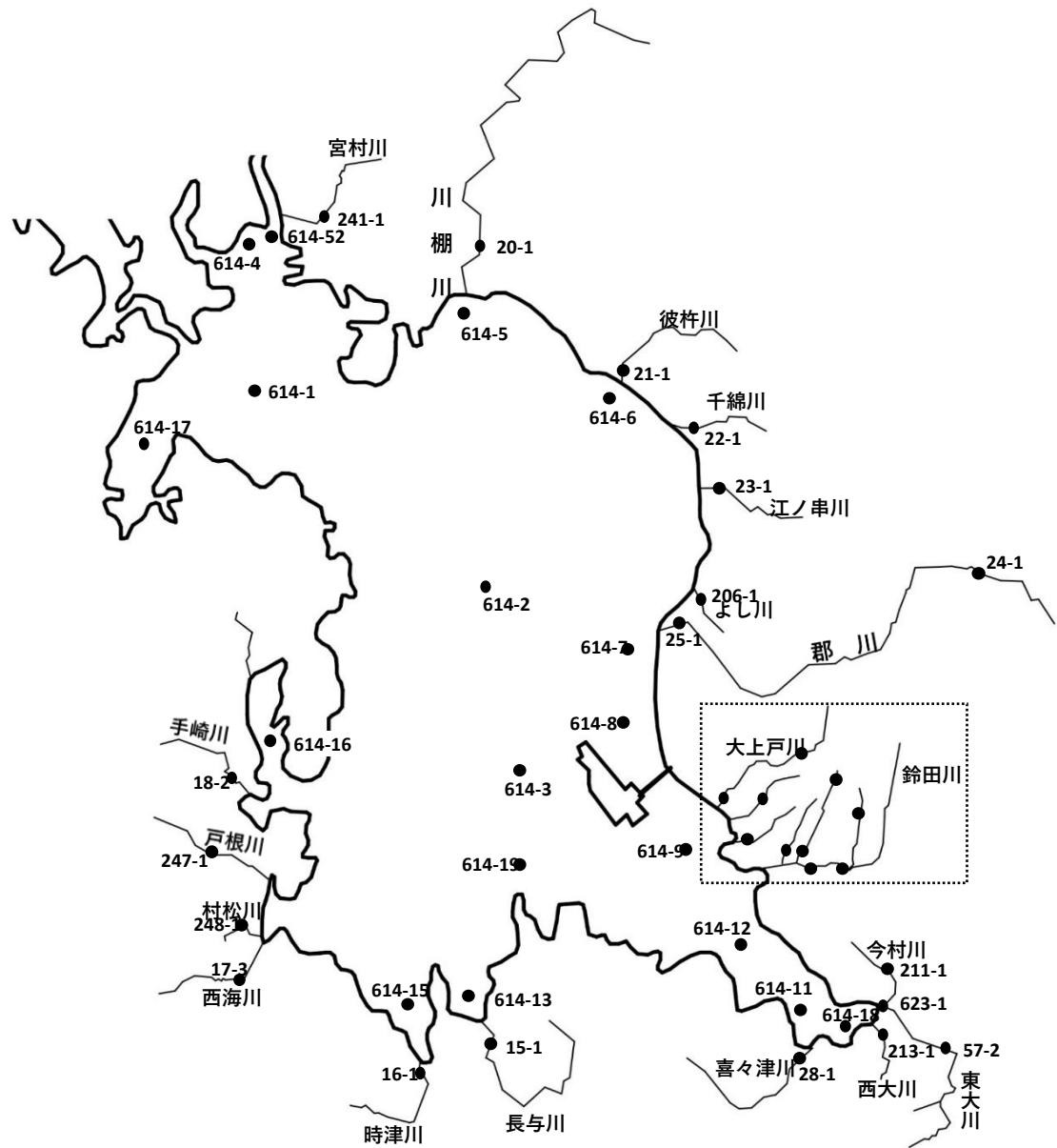
(3) 五島海域及び五島地区河川



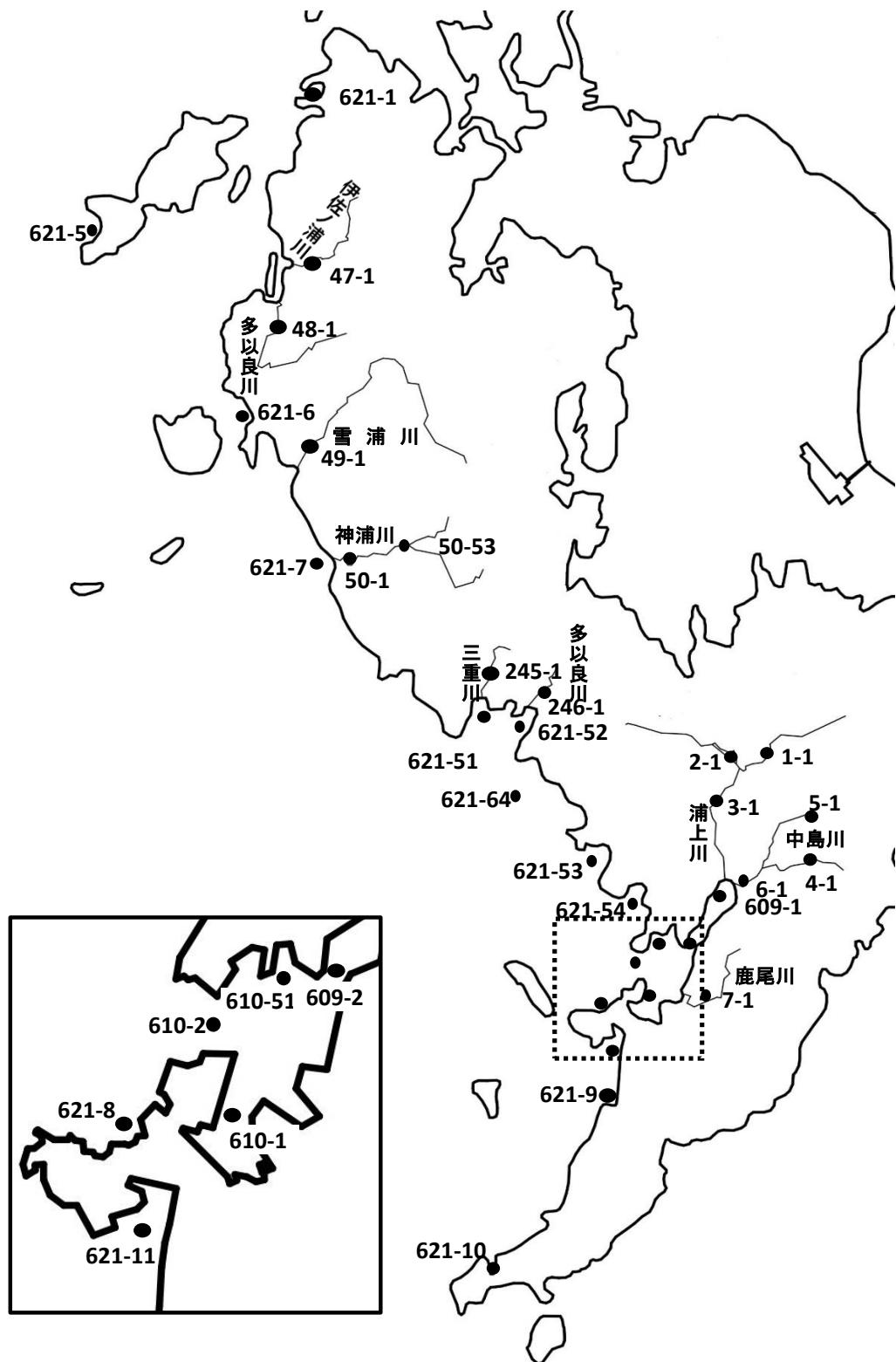
(4) 松浦海域及び松浦地区河川
 (5) 北松海域及び北松地区河川
 (6) 佐世保海域及び佐世保市内地区河川



(7) 大村湾及び大村湾流入河川

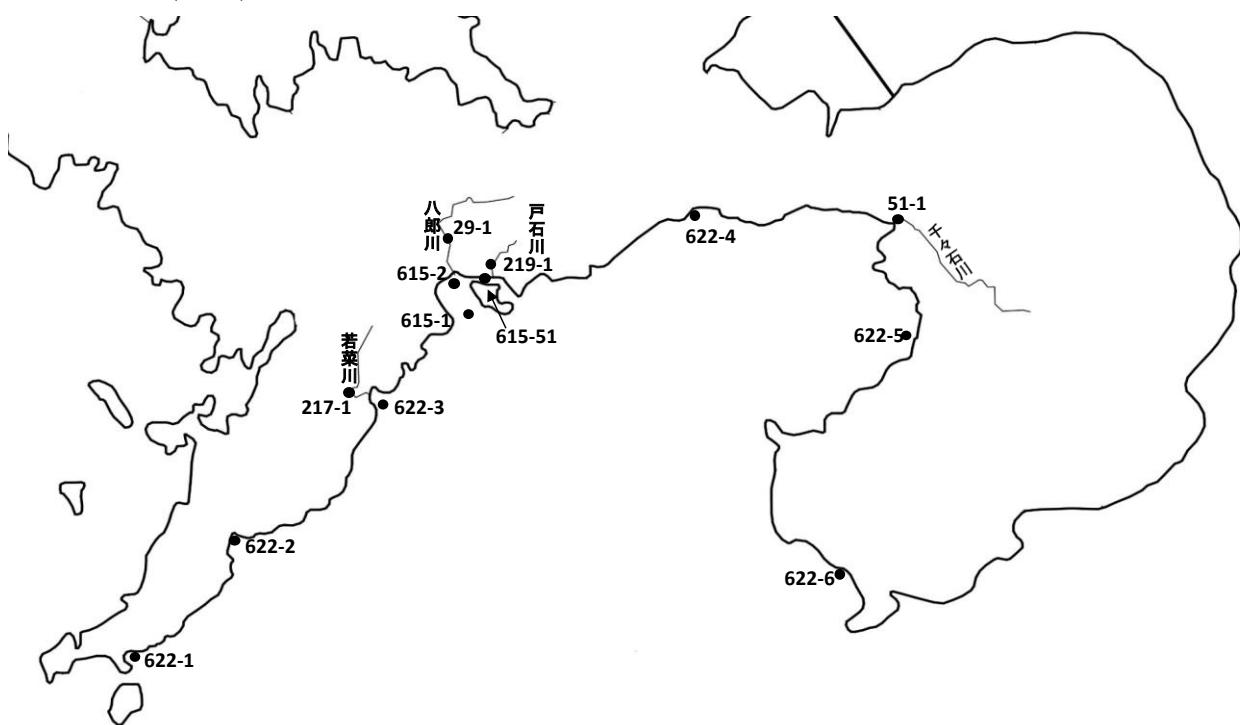


(8) 西彼海域及び西彼地区河川
(9) 長崎海域及び長崎市内河川
(網場湾及び網場湾流入河川を除く)

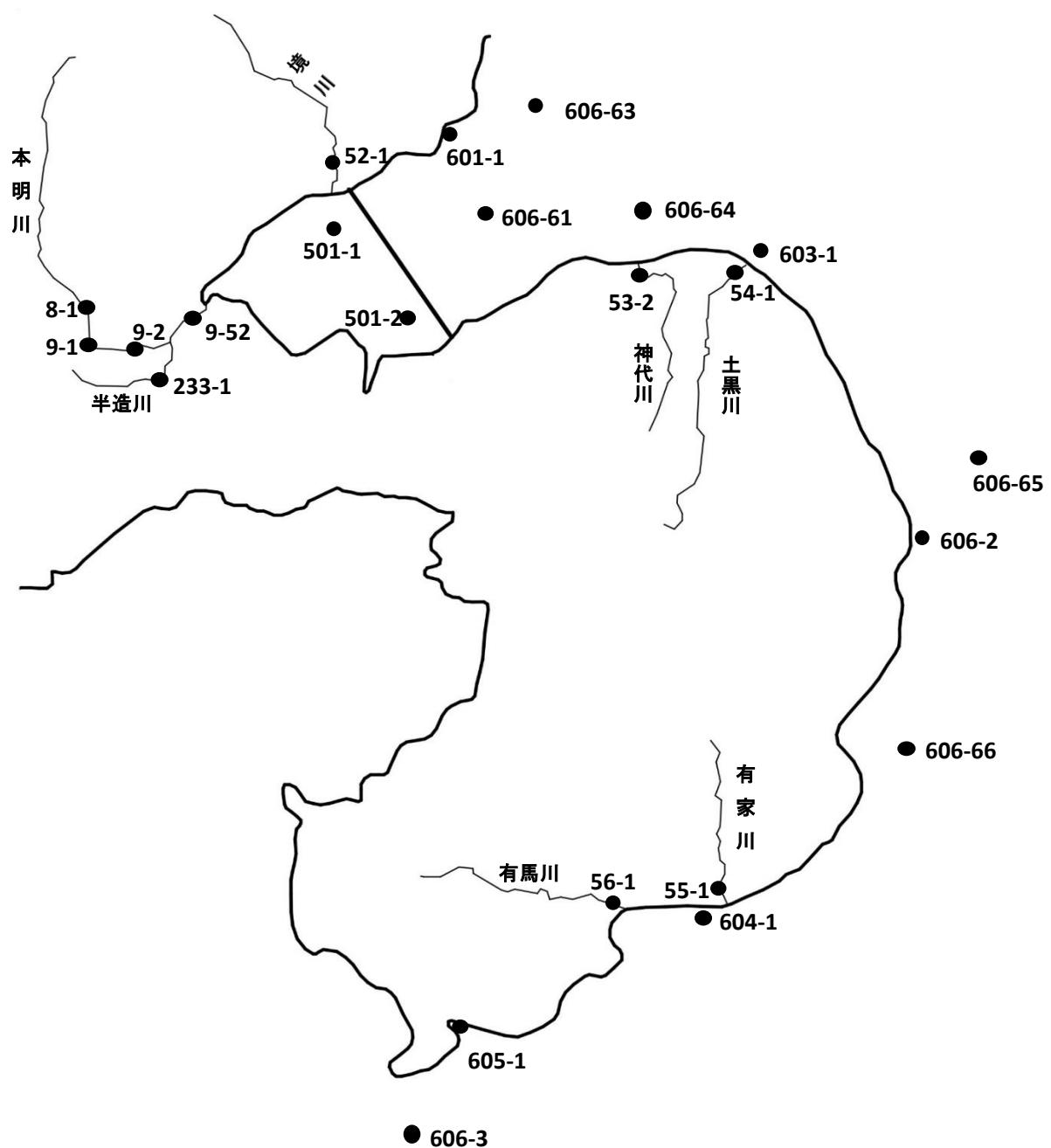


(9) 長崎 海域 及び 長崎 市内 河川
(網場 湾 及び 網場 湾 流入 河川 に 限る)

(10) 橘 湾 海 域 及び 橘 湾 流 入 河 川



(11) 有 明 海 及 び 有 明 海 流 入 河 川
(12) 本 明 川



資料9 地下水質調査地点数

1. 地下水質調査井戸数（県内全体）

測定項目	調査区分	概況調査	汚染井戸周辺 地区調査	継続監視 調査	計
カドミウム		30	6	5	41
全シアン		30	6	5	41
鉛		30	6	5	41
六価クロム		30	6	5	41
砒素		30	6	5	41
総水銀		30	6	5	41
アルキル水銀		30	6	5	41
PCB		30	6	5	41
ジクロロメタン		30	6	5	41
四塩化炭素		30	6	5	41
1,2-ジクロロエタン		30	6	5	41
1,1-ジクロロエチレン		30	6	13	49
1,2-ジクロロエチレン		30	6	13	49
1,1,1-トリクロロエタン		30	6	5	41
1,1,2-トリクロロエタン		30	6	5	41
トリクロロエチレン		30	6	13	49
テトラクロロエチレン		30	6	13	49
1,3-ジクロロプロペン		30	6	5	41
チウラム		10			10
シマジン		10			10
チオベンカルブ		10			10
ベンゼン		30	6	5	41
セレン		30	6	5	41
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		30	13	29	72
ふっ素		30	6	5	41
ほう素		30	6	5	41
クロロエチレン		30	6	13	49
1,4-ジオキサン		30	6	5	41

2. 地下水質調査地点測定機関別内訳

測定機関	調査区分	概況調査	汚染井戸周辺 地区調査	継続監視 調査	計
長崎市		20	6	5	31
佐世保市		10	7	6	23
県		0	0	21	21
合計		30	13	32	75

3. 継続監視調査における県調査分の市町別内訳

市町	地点数
島原市	12
諫早市	1
大村市	3
雲仙市	4
南島原市	1
合計(5市)	21

資料10 地下水質調査地点・検出地点・環境基準超過地点数

調査区分	概況調査			汚染井戸周辺地区調査			継続監視調査		
	測定項目	調査 井戸数	検出数	環境基準 超過数	調査 井戸数	検出数	環境基準 超過数	調査 井戸数	検出数
カドミウム	30	0	0	6	0	0	5	0	0
全シアン	30	0	0	6	0	0	5	0	0
鉛	30	4	0	6	0	0	5	1	0
六価クロム	30	0	0	6	0	0	5	0	0
砒素	30	4	1	6	1	0	5	1	1
総水銀	30	0	0	6	0	0	5	2	2
アルキル水銀	30	0	0	6	0	0	5	0	0
PCB	30	0	0	6	0	0	5	0	0
ジクロロメタン	30	0	0	6	0	0	5	0	0
四塩化炭素	30	0	0	6	0	0	5	0	0
1,2-ジクロロエタン	30	0	0	6	0	0	5	0	0
1,1-ジクロロエチレン	30	0	0	6	0	0	13	0	0
1,2-ジクロロエチレン	30	0	0	6	0	0	13	2	0
1,1,1-トリクロロエタン	30	0	0	6	0	0	5	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	30	0	0	6	0	0	5	0	0
トリクロロエチレン	30	1	0	6	1	0	13	2	2
テトラクロロエチレン	30	2	0	6	0	0	13	2	0
1,3-ジクロロプロパン	30	0	0	6	0	0	5	0	0
チウラム	10	0	0						
シマジン	10	0	0						
チオベンカルブ	10	0	0						
ベンゼン	30	0	0	6	0	0	5	0	0
セレン	30	3	0	6	0	0	5	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	30	28	0	13	13	0	29	28	9
ふつ素	30	5	0	6	0	0	5	1	0
ほう素	30	2	0	6	1	0	5	4	1
クロロエチレン	30	0	0	6	0	0	13	0	0
1,4-ジオキサン	30	0	0	6	0	0	5	0	0

資料II 調査区分別地下水質調査の検出及び環境基準超過状況

1. 概況調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲(mg/L)	環境基準(mg/L)
長崎市	長崎市	20	鉛	4	0	0.001~0.002	0.01
			砒素	3	1	0.001~0.015	0.01
			トリクロロエチレン	1	0	0.001	0.01
			テトラクロロエチレン	2	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	18	0	0.04~7.8	10
			ふつ素	4	0	0.08~0.14	0.8
			ほう素	2	0	0.2~0.3	1
佐世保市	佐世保市	10	砒素	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0	0.12~3.7	10
			ふつ素	1	0	0.11	0.8

2. 汚染井戸周辺地区調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲(mg/L)	環境基準(mg/L)
長崎市	長崎市	6	砒素	1	0	0.001	0.01
			トリクロロエチレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	0	0.19~7.0	10
			ほう素	1	0	0.2	1
佐世保市	佐世保市	7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	0	0.24~5.9	10

3. 繼続監視調査の検出及び環境基準超過状況

測定機関	調査市町	調査地点数	検出項目	検出地点数	環境基準超過地点数	検出範囲(mg/L)	環境基準(mg/L)
県	島原市	3	テトラクロロエチレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	7	0.75~31	10
	大村市	2	テトラクロロエチレン	1	0	0.001	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	7.8	10
	雲仙市	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0	0.22~8.2	10
長崎市	南島原市	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	17	10
	長崎市	5	鉛	1	0	0.002	0.01
			砒素	1	1	0.030	0.01
			緑水銀	2	2	0.0007~0.0017	0.0005
			1,2-ジクロロエチレン	2	0	0.009~0.016	0.04
			トリクロロエチレン	2	2	0.031~0.050	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0	1.0~1.8	10
			ふつ素	1	0	0.11	0.8
佐世保市	佐世保市	6	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	1	1.8~19	10

資料12 用語の解説

<環境基準>

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として設定された、環境保全行政上の目標値である。

カドミウムなどの人の健康の保護に関する環境基準（健康項目公共用水域27項目、地下水28項目）と、生物化学的酸素要求量（BOD）などの生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目13項目）がある。

<環境基準点>

環境基準の類型が指定されている水域について、生活環境項目の環境基準維持達成状況を把握するための地点である。なお、汚染源の状況や利水状況等を踏まえ、その指定された水域を代表できる地点を環境基準点として選定している。

<生活環境>

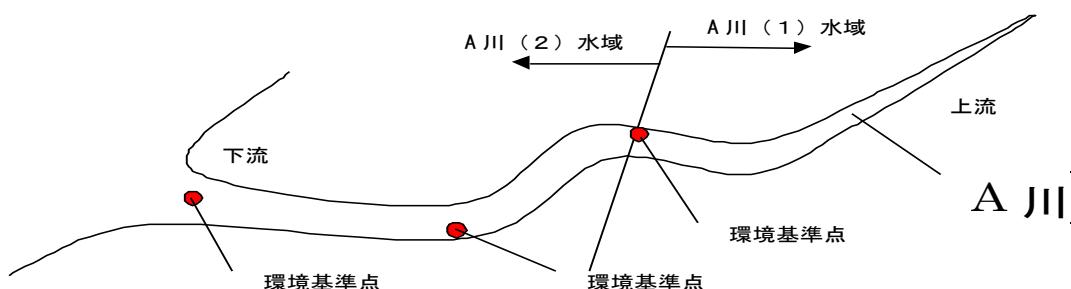
生活環境とは、人の日常生活にかかわる自然又は人工の環境（水浴場、自然探勝に用いられる環境等）も含まれ、環境基本法第2条には「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む」ものとされている。

<水域類型>

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、pH、BOD、COD等の項目について基準が設定されている。

河川はA A～Eの6類型、湖沼はCOD等についてはA A～Cの4類型、窒素・燐についてはI～Vの5類型、海域はCOD等についてはA～Cの3類型、窒素・燐についてはI～IVの4類型が設けられている。

また、河川の上下流において、汚濁負荷量や水質が著しく異なり、同じ環境基準で評価することが難しい場合は、ひとつの河川を複数の水域に分割、また環境基準点を設けて、それぞれの環境基準で評価する。そのため、水域数、地点数が河川数より多くなっている。



<生物化学的酸素要求量 (BOD)>

水の汚濁の状況を、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素の量でもって表し、環境基準では河川の代表的有機汚濁の指標とされている。

数値が高いほど、汚濁が著しいことを示す。

<化学的酸素要求量 (COD)>

水の汚濁の状況を、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で分解するときに消費される酸素の量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の代表的有機汚濁の指標とされている。

数値が高いほど、汚濁が著しいことを示す。

<全窒素及び全燐>

窒素や燐は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量の窒素や燐が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの増殖を引き起こすとみられており、環境基準では海域及び湖沼で閉鎖性水域の富栄養化の指標とされている。

数値が高いほど、汚濁が著しいことを示す。

<BOD及びCODの75%値>

BODやCODなどの生活環境保全に関する環境基準は、公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水量以上の流量）のときに測定することとなっており、測定されたデータが、通常以外のときに測定されたデータを除き、すべて環境基準値を満足していれば環境基準が達成されているという。

しかし、低水量等の把握は非常に困難なので、運用上、測定されたデータの年間データのうち75%以上のデータが基準値を満足していれば環境基準に適合しているとみなすこととしている。

そのため、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $(0.75 \times n)$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%値とし、環境基準値と比較する。

（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

[75%値の算出例]

年間を通じ12回の測定を行った場合、BOD（COD）値を小さい順に並べる。

12回 \times 0.75 = 9回なので、75%値は小さい方から数えて9番目の値となる。

0.6	0.9	1.1	1.2	1.5	1.5	1.7	1.7	1.8	1.9	2.1	2.6
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

<大腸菌数>

大腸菌は、ヒトや温血動物の腸管内に常在し、ヒトの糞便中の大腸菌群の約90%を占めており、排泄物中に大量に存在する。ヒト、家畜、又は野生動物や鳥類によって汚染された下水、下水処理水及び自然水や土壤中に認められるが、糞便で汚染されていない水、土壤、植物などに存在することはまれであることから、糞便汚染の指標として信頼できる。大腸菌数に用いる単位はCFU《Colony Forming Unit(コロニー形成単位)の略》/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

<大腸菌数の90%値>

大腸菌数は、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $(0.9 \times n)$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって90%値とし、環境基準値と比較する。

($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

[90%値の算出例]

年間を通じ12回の測定を行った場合、大腸菌数の日間平均値を小さい順に並べる。 $12 \times 0.9 = 10.8$ 回 (端数を切り上げて11回) なので、90%値は小さい方から数えて11番目の値となる。

11	11	12	13	14	20	23	25	30	33	40	50
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

資料13 環境基準

(注) 令和6年4月1日時点

I. 水質汚濁に係る環境基準（公共用水域に適用）

(Ⅰ) 人の健康の保護に関する環境基準27項目

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格K0102の65.の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注(2)第三文及び規格K0125の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境項目に関する環境基準（水域類型の欄に掲げる水域類型のうち
当該公共用水域が該当するものとして指定された水域類型ごとに適用）

水域類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	浮遊物質量(SS)(mg/L)	溶存酸素量(DO)(mg/L)	大腸菌数(CFU/100mL)
河川	AA 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	20以下
	A 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	300以下
	B 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	1,000以下
	C 水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—
	D 工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	—
	E 工業用水3級、環境保全	6.0~8.5	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

水域類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	浮遊物質量(SS)(mg/L)	溶存酸素量(DO)(mg/L)	大腸菌数(CFU/100mL)
湖沼	AA 水道1級・水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	1以下	1以下	7.5以上	20以下
	A 水道2、3級・水産2級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	3以下	5以下	7.5以上	300以下
	B 水産3級・工業用水1級農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5~8.5	5以下	15以下	5以上	—
	C 工業用水2級環境保全	6.0~8.5	8以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

海域 類型	利用目的の適応性	水素 イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素 要求量 (COD) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/ 100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
域	A 水産Ⅰ級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8~8.3	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと
	B 水産Ⅱ級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8~8.3	3 以下	5 以上	—	
	C 環境保全	7.0~8.3	8 以下	2 以上	—	

類型	利用目的の適応性	全窒素 (mg/L)	全燐 (mg/L)
湖 沼	I 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
	II 水道Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ級(特殊なものを除く。)水産Ⅰ種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
	III 水道Ⅲ級(特殊なものを)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
	IV 水産Ⅱ種及びVの欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
	V 水産Ⅲ種・工業用水・農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

類型	利用目的の適応性	全窒素 (mg/L)	全燐 (mg/L)
域	I 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産Ⅱ種及びⅢ種を除く。)	0.2 以下	0.02 以下
	II 水産Ⅰ種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産Ⅱ種及びⅢ種を除く。)	0.3 以下	0.03 以下
	III 水産Ⅱ種及びIV以下の欄に掲げるもの(水産Ⅲ種を除く。)	0.6 以下	0.05 以下
	IV 水産Ⅲ種、工業用水、生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準28項目

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格K0102の65.2の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)（注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。